

アルコール反応が検知された乗務員による市営バスの運行について（報告）

1 概要

- (1) 発生日時
平成 27 年 5 月 13 日（水）午前 9 時 45 分頃
- (2) 所管営業所及び関係職員
 - ア 所管営業所
滝頭営業所（横浜市磯子区滝頭 3-1-33）
 - イ 関係職員
助役（運行管理者）男性（46 歳 勤続 19 年 7 か月）
乗務員 A 女性（44 歳 勤続 19 年 9 か月）
乗務員 B 女性（45 歳 勤続 12 年 1 か月）
- (3) 乗務員 A が運行した系統等
10 時 07 分から 13 時 46 分まで、102 系統 2 往復と回送の合計 32 km を運転
《運行した系統》
102 系統 滝頭～久保山～横浜駅前
（停留所箇所：21 箇所 運行距離：7.79 km）

2 経過

5 月 15 日（金）、自動車本部運輸課に本件に関する情報が寄せられたため、内部調査を開始し、5 月 19 日（火）に関係者に対する事情聴取を行いました。

その結果、判明した当日の経過は次のとおりです。

- (1) 5 月 13 日（水）午前 9 時 45 分、乗務員 A が仕業点呼で行うアルコール検査を実施し、0.081 mg/ℓ のアルコール反応が検知されました。
- (2) 運行管理者がその場で乗務員 A に前日の飲酒について確認したところ、飲酒を否定しました。（その後の事情聴取で、前日に 350ml の缶チューハイ 1 本を飲んだことを認めました。）
- (3) 操車担当と係員代務は、アルコール反応が検知された時点で、代替乗務員を探し、乗務員 B を確保しました。
- (4) アルコール検知器は、誤検知の可能性があることから、運行管理者は、もう一度アルコール検査を行うよう乗務員 A に指示をしましたが、これに従いませんでした。
- (5) 運行管理者は、乗務員 A が乗務できない場合に、代わりに運行させるために確保していた乗務員 B に、乗務員 A が行うべき 2 回目のアルコール検査を行わせました。このことで、乗務員 A の 2 回目の検査記録はゼロとなりました。
- (6) その後、運行管理者は、乗務員 A の仕業点呼を完了せずに運転業務に就くよう指示し、乗務員 A はアルコール反応が検知された状態のままバスの営業運転を行いました。

3 問題点

- (1) 助役は、乗務員Aをかばいたいという思いから、乗務員Bに対してAの代わりにアルコール検査を行わせ、さらに、仕業点呼が完了していないにもかかわらず、乗務員Aに運行を指示しました。
- (2) 乗務員Aは、飲酒していたにもかかわらず、その事実を申告しませんでした。また、助役から2回目の検査を指示されたにもかかわらず、これに従いませんでした。
- (3) 乗務員Bは、助役から指示されるがままに番号を入力してアルコール検査を行いました。そのことに対して疑問を持ちませんでした。
- (4) 操車担当及び係員代務は、乗務員Bがアルコール検査を行った後、乗務員Aが乗務するために事務所を出て行ったところを目撃し、疑問に思いましたが、そのことについて助役に確認せず、また、その事実について上司に報告を怠りました。

4 再発防止に向けた当面の取組

- (1) 5月19日(火)に全営業所長を招集し、自動車本部長からアルコール検査の厳格な運用と法令遵守の徹底を指示するとともに、5月20日(水)付で自動車本部長名の通知文により、再発防止に努めるよう改めて指示しました。
- (2) アルコール検査の実施記録は、検査翌日にデータのみを全乗務員分印刷して営業所長が決裁をしていましたが、今後は被検査者の検知時の顔が識別できる写真付データを印刷して決裁することとします。
- (3) 営業所係員を対象として、アルコール検査の運用方法、運行管理全般及び法令遵守に関する研修を実施します。
- (4) 全乗務員を対象に、「アルコール検知の処分等の基準」を改めて周知するとともに、理解度を把握して不足している乗務員には再教育を行い徹底します。
- (5) 点呼執行時のアルコール検査の本人確認を確実にできるような、実効的な防止策を検討していきます。

《参考》 横浜市交通局で実施しているアルコール検査について

横浜市交通局は、仕業及び終業点呼時にアルコール検査を行い、アルコール反応が検知された場合は乗務させず、代替の乗務員を充てて運行させることとしています。

なお、アルコール検査でアルコール反応が検知された場合、誤検知の可能性があることから、運行管理者が乗務員に前日の飲酒の有無を確認し、飲酒を認めた場合は2回目の検査は行わず、運転業務から外します。

飲酒を否定した場合は、速やかに2回目の検査をさせ、数値がゼロとなり1回目誤検知であることが確認できた場合に限り、乗務させることとしています。

【アルコール検知の処分等の基準】

区分	0.05～0.10 mg/ℓ未満	0.10～0.15 mg/ℓ未満	0.15 mg/ℓ以上
処分等の量定	所属長指導	文書訓戒又は戒告	停職又は免職